

消防ポンプ自動車（非常備）に関する特約

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

（保証期間）

第2条 保証期間は、メーカー設定の当該保証期間による。

（再委託）

第3条 高松市物品供給（総価契約）契約約款第5条第1項の規定に関わらず、受注者がシャシ調達又はぎ装施工のいずれかを第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。ただし、受注者がシャシ納入及びぎ装施工の双方ともを第三者に委託することは禁止とする。